

# 平成18年10月から 国保と老人保健が変わります

## 70歳以上の人



○70歳以上または老人保健で医療を受ける人のうち、一定以上所得がある人(現役並み所得者)は、医療機関に支払う自己負担割合が引き上げられます。

平成18年9月30日まで  
2割



平成18年10月1日から  
3割

○税制改正に伴い自己負担に関する経過措置(平成18年8月から2年間)が設けられました。  
①老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置  
住民税課税者(前年の合計所得金額125万円以下であって平成17年1月1日現在65歳以上の方)と同一世帯の住民税非課税である老人医療受給者等の方は、「自己負担限度額」および「入院時食事代の標準負担額」は「低所得Ⅱ」を適用します。  
ただし、老齢福祉年金受給者は「低所得Ⅰ」の適用となります。

○70歳以上の高齢者の方の患者負担に係る所得判定基準が変わりました。(平成18年8月から)  
一定以上所得者(現役並み所得者)に係る基準  
◆課税所得額145万円以上(変更なし)  
◆収入額  
・高齢者複数世帯  
621万円以上↓520万円以上  
・高齢者単身世帯  
484万円以上↓383万円以上

課税所得	70歳以上の方および老人保健で医療を受ける方の収入の合計金額	
1 145万円以上 213万円未満	/	
2 ※ 213万円以上	高齢者が1人の世帯	383万円以上 484万円未満
	高齢者が2人以上の世帯	520万円以上 621万円未満

②公的年金等控除の見直し・老年者控除の廃止に伴う経過措置  
一定以上所得者(現役並み所得者)になる方で、次の表のいずれかにあてはまる方は医療費が高額になった時の「自己負担限度額」は「現役並み所得者」ではなく「一般」を適用します。

※申請が必要となります。

### 自己負担限度額(月額)

	平成18年9月30日まで		平成18年10月1日から	
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
一定以上所得者(現役並み所得者)	40,200円	72,300円+医療費が361,500円を超えた場合はその超えた分の1%を加算(40,200円)	44,400円	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算(44,400円)
一般	12,000円	40,200円	12,000円	44,400円
低所得者(住民税非課税者)	8,000円	II	24,600円	24,600円
		I	15,000円	15,000円

(注) 過去12カ月間に4回以上の支給を受ける場合、4回目からは限度額が( )の金額に下がります。

○高額療養医療費の自己負担限度額が変わります。